

## =平成29年度<帯広市立広陽小学校> いじめ防止基本方針=

帯広市立広陽小学校長 春山俊裕

### いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省)

## 1 いじめについての基本的考え方

### (1) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにもおこりうるものであり、その解消及び未然防止に向けて一丸となって取り組んでいく。

### (2) 問題発生時と未然防止の指導及び組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るために、粘り強く教育的指導を行う。また、「児童支援委員会（いじめ防止対策）」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

#### 「児童支援委員会（いじめ防止対策）」の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・養護教諭・特別支援コーディネーター  
当該学年の学年主任・当該児童の担任・関係職員  
スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等

### (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を理解してもらうため、学校HPや学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

## 2 いじめへの取組

### (1) いじめの未然防止

#### ① 学級、学年、ブロックでの取組

- ・教師による日常の観察（朝の出席確認等）をする。
- ・自己有用感が得られる学級づくりを行う。
- ・学級の実態に合わせて、家庭学習ノートや学級日誌等を活用する。
- ・児童との面談（定期的、臨時の）を行う。
- ・年間計画に位置づけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図る。
- ・児童の人間関係を客観的に捉えるため、子ども理解支援ツール「ほっと」や「アセス」等を活用する。
- ・学年集会や異学年集会、あるいはブロック集会などを活用し、児童の仲間意識を高める。

#### ② 児童会の取組

- ・児童自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。
- ・「笑顔の星空」や「お悩みBOX」の取組等、創意に溢れたいじめ撲滅の取組を充実させる。

#### ③ 全校の取組

- ・校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料をもとに全教職員が危機感を共有する。
- ・小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。
- ・子どもの居場所づくり、絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境をつくる。
- ・すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の觀

- 点から児童一人一人が授業において生かされる指導に努める。
- ・学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

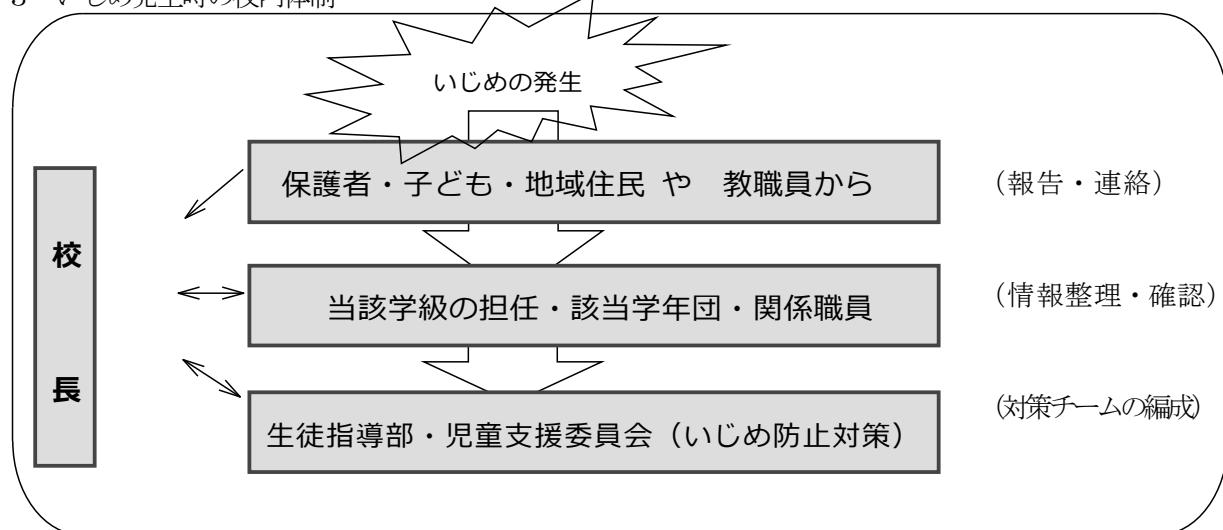
### (2) いじめの早期発見

- ①北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施する。また、本校の実態に合った「心のアンケート」を実施し、年間を通じ実態把握に努める。
- ②アンケート調査の結果については、担任だけではなく、児童支援委員会や職員会議等において全教職員で共有する。
- ③保護者や地域住民の信頼関係を密にし、いじめに対する情報提供及び、生活の変化を見逃さない啓発を行う。
- ④教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等のいじめ相談電話、いじめ相談窓口等について児童や保護者への周知に努める。

### (3) いじめ発生時

- ①いじめを認知した場合は、速やかに「児童支援委員会（いじめ防止対策）」を開催する。
- ②事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施する。  
取り組みに関しての記録化を行う。
- ③いじめを受けた児童への教育的配慮を行う。（学習サポートの実施や心理カウンセリング等）
- ④いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行う。  
道徳の時間等において、傍観者となり得る児童に対して学級全体指導を行う。
- ⑤いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対する助言を行う。
- ⑥いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- ⑦犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制を取る。

### 3 いじめ発生時の校内体制



=重大・緊急いじめ対応=

- 児童支援委員会（いじめ防止対策）…情報収集（アンケート、聞き取り等）  
指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）  
関係機関との連携（市教委・警察・児相等）  
心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー  
心の教室相談員、市教委教育相談員等）
- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援